

日薬連発第 583 号

2026 年 8 月 6 日

加盟団体殿

日本製薬団体連合会

安定確保委員会

第 13 回 石油関連製品の需給状況及び医療機器・医療物資・医薬品等業界への影響度等に係る調査に関する件（調査依頼）

日頃より、当連合会の委員会活動にご理解とご協力賜り感謝申し上げます。

厚生労働省より、中東情勢の混乱を受け、石油関連製品の需給状況及び医療機器・医療物資・医薬品等業界への影響度等について、第 13 回目(※1)の調査依頼がございました。

第 12 回目調査までとの変更点としまして、すべての事業者から回答をいただく方法から変更(※2)し、下記に該当する事業者からの情報提供（報告）となります。

・厚生労働省に対して、医療物資の調達に関し支援を要請したい方（価格高騰による支援要請は除く）

・医療物資のサプライチェーンについて情報提供いただける方

上記に該当することがある場合、今回も、Forms を用いた厚生労働省宛報告とされておりますので、ご対応のほどお願い申し上げます。

(※1)今回も医薬品と医療機器等の調査を一つにまとめた形式での調査となります。

(※2)報告件数及び報告内容等から一定の落ち着きが見られてきたことに伴う方法の変更となります。

記

1. 需給状況調査への回答方法

下記の Forms より回答願います。

石油関連製品の供給要請・情報提供フォーム（医療機器・医療物資・医薬品業界向け）【第 13 回調査】－フォームに記入する

※一部の企業様につきましては厚生労働省から直接に本依頼と同じ依頼が送付される場合がございますが、この場合につきましてもご回答は 1 回のみ行ってください。

※中東情勢による影響が解消されるまでの間、今後も定期的に調査を実施する予定となります。

※回答は日薬連を経由せず、厚生労働省宛の報告となります。

※当調査は厚生労働省と経済産業省との協同実施であり、両省間で共有を行います。

2. 回答期限 2026 年 8 月 31 日（月） 正午

※マクロ情報把握の必要上、一定の期間を設けておりますが、順次に回答確認いたしますので、〆切に限らず、自社の状況について随時ご回答ください。

3. 本件に関する問い合わせ先

厚生労働省 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課

TEL：03-5253-1111（内 4472）

メール：原薬安定供給相談 genyaku-soudan@mhlw.go.jp

※本調査に関するお問い合わせや、本調査での回答後、状況の変化等により緊急での対応が必要と判断する状況になった場合には、上記までご連絡をお願いします。

以上